

令和元年七月五日受領
答弁第二一九六号

内閣衆質一九八第二九六号

令和元年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員松原仁君提出新たなオンラインフードデリバリーサービスにおける安全運転教育等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出新たなオンラインフードデリバリーサービスにおける安全運転教育等に関する質問に対する答弁書

一の1、3及び4について

お尋ねの「オンラインフードデリバリーサービスにおける安全運転への取り組み」について政府として把握しているものではないが、配達する者が個人事業主であるか従業員であるかにかかわらず、また、御指摘のような「一定時間内に決まった件数を配達するとボーナス報酬が支払われる制度」を採用しているか否かにかかわらず、配達する者が配達に当たって交通法規を遵守する必要があるのは当然であり、御指摘の「オンラインフードデリバリーサービス業者」がサービスを提供するに当たっては、まずは、自ら、配達する者による交通法規の遵守が確保されるような措置を講じておく必要があるものと考える。

一の2について

お尋ねについては、当該オンラインフードデリバリーサービスに係る契約の内容、交通事故の状況等により異なるものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

二について

前段のお尋ねについては、一般に、健康保険及び厚生年金保険の被保険者は適用事業所と常用的使用関係にある者とされており、その判断に当たっては、就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、御指摘の「権利」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。